平成２９年（フ）第３５６号
千葉県八街市泉台３丁目11番地４
債務者　白井　　登
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３５８号
千葉県印西市小林大門下３丁目19番地９
債務者　斉藤　朝美
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３５９号
千葉県八街市八街ほ450番地５　グリーンハイツＡ101
債務者　野田　彦夫
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３６１号
千葉県佐倉市江原台２丁目17番地４　ビラ兼坂Ｂ－106
債務者　松田コラレス　ジェマこと　ＭＡＴＳＵＤＡ　ＧＥＭＭＡ　ＣＯＲＲＡＬＥＳ
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３７８号
千葉県四街道市栗山233番地13
債務者　宮崎　雅史
法定代理人成年後見人　寺井　　宏
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１１３号
千葉県木更津市幸町２丁目８番18号　ふくよし荘26号
債務者　竹内　雪子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１２１号
千葉県木更津市清見台東１丁目９番６号
債務者　内藤　俊彦
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１２３号
千葉県君津市杢師４丁目22番21号
債務者　水谷　耕平
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１２９号
千葉県木更津市中野163番地
債務者　村上美佐子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１０１号
長野県千曲市大字屋代160番地１　屋代ハイツＡ202
債務者　北川　秀明
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第４０１号
岐阜県関市市平賀69番地20　第２パールマンション302、前住所岐阜県関市下有知5209番地３　フレグランスむらＡ棟101
債務者　長江　　誠
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第６９号
岐阜県美濃加茂市前平町１丁目109番地　ハイツ渡辺Ｂ206、前住所岐阜県美濃加茂市蜂屋町下蜂屋244番地８
債務者　西川　啓子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第５３号
静岡県賀茂郡松崎町松崎210番地の１
債務者　関　洋之助
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第５４号
静岡県下田市二丁目９番25号
債務者　笹本つゆ子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第２２７号
三重県鈴鹿市寺家２丁目12番５号
債務者　渡邊佳名恵（旧姓岸本・伴）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４０号
三重県鈴鹿市安塚町778番地
債務者　小崎　達也
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４３号
三重県鈴鹿市平田本町２丁目19番27号
債務者　田中　谷子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
津地方裁判所破産係